

別紙 1 自己評価の実施にあたっての留意事項

1 自己評価の方法について（【STEP 1】関係）

サービスごとのサービス評価基準（自己評価基準）に沿って実施してください。

<自己評価関係様式等掲載場所>

(1) 認知症対応型共同生活介護事業所

滋賀県ホーム>県民の方>健康・医療・福祉>高齢者福祉・介護

>介護サービス事業者の指定・指導> (5) 自己評価

>認知症対応型共同生活介護事業所の自己評価および外部評価関係様式

URL :

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/15818.html>

※実施要領、評価項目、評価結果等がダウンロードできます。

(2) 小規模多機能型居宅介護事業所

(全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会ホームページ)

URL : http://www.shoukibo.net/2015service_assessment/index.html

※評価基準、評価様式等がダウンロードできます。

(3) 上記以外のサービス（養護老人ホーム・軽費老人ホーム含む）

滋賀県ホーム>県民の方>健康・医療・福祉>高齢者福祉・介護

>介護サービス事業者の指定・指導> (5) 自己評価

>介護サービス等の自己評価関係様式

URL :

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/15819.html>

※自己評価実施ガイドライン、自己評価結果表、評価結果整理表、サービス改善計画がダウンロードできます。

2 自己評価の結果とサービス改善計画の公表について（【STEP 2】関係）

(1) 自己評価の結果（記入済みの自己評価結果表等）とサービス改善計画を利用者やその家族等が閲覧できるよう掲示してください。

(2) 自己評価の結果を県の窓口に配置する等により公表（県民の閲覧、情報提供等）する場合は、自己評価の結果とサービス改善計画を送付願います。

（送付するかどうかは任意です。）なお、認知症対応型共同生活介護および小規模多機能型居宅介護については、事業所の所在する市町介護保険担当課への送付が必要です。）

<自己評価の結果とサービス改善計画の送付先>

- ・事業所所在市町介護保険主管課
- ・所管健康福祉事務所または県庁（別紙2「送付先一覧」を参照）

3 自己評価実施施設・事業所の公表について（【STEP 2】関係）

今回提出いただく自己評価実施状況報告をもとに、自己評価を実施した施設・事業所の「名称」、「所在地」を滋賀県ホームページ等で情報提供していくこととしております。

4 健康福祉サービス評価のホームページについて（【STEP 2】関係）

健康福祉サービス評価システムのホームページを開設しています。

URL :

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/chiiki/14990.html>

別紙 2

自己評価の結果とサービス改善計画の送付先一覧（県関係）

担当部署名称	所在地	所管の区域
滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 在宅介護指導係	〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-3523	大津市、草津市、守山市、 栗東市、野洲市
甲賀健康福祉事務所 総務係 (甲賀保健所)	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200 TEL 0748-63-6111	湖南市、甲賀市
東近江健康福祉事務所 総務係 (東近江保健所)	〒527-0023 東近江市八日市緑町 8-22 TEL 0748-22-1253	近江八幡市、東近江市 蒲生郡
湖東健康福祉事務所 総務係 (彦根保健所)	〒522-0039 彦根市和田町 41 TEL 0749-22-1770	彦根市、愛知郡、犬上郡
湖北健康福祉事務所 総務係 (長浜保健所)	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2 TEL 0749-65-6660	長浜市、米原市
高島健康福祉事務所 医療福祉連携係 (高島保健所)	〒520-1621 高島市今津町今津 448-45 TEL 0740-22-2505	高島市